

## 手続き

### 戸籍の届け出などについてのお問い合わせ

今年度は、4年に一度の国勢調査の年です。  
今年の4月から来年の3月末日までに戸籍の届出(出生、婚姻など)をする人は、戸籍法に基づき、届書に職業などの記入が必要になります。  
国勢調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ先  
町民生活課 町民生活業務  
☎(62) 2114

### 特別児童扶養手当の申請手続きなど

この手当は、身体・精神に中度または重度の障害がある20歳未満の児童を監護・養育している人に支給されます。  
【次のような場合は、手当は支給されません】  
①手当を受けようとする人対象児童が日本にいない場合  
②児童が肢体不自由施設・知的障害児施設などに入所している場合  
③児童が障害を理由として厚

本人の固定資産課税台帳の閲覧や名寄帳の写し(コピー)の交付を、無料で受けることができます。  
**土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します**

町内に土地または家屋を所有し固定資産税を納税している人は、それぞれ町内の他の土地や家屋の価格などについて、土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿で縦覧することができま

す(ただし、個人情報保護のため所有者名、納税義務者名は記載しておりません)。  
▼縦覧期間、時間、場所  
課税台帳の閲覧と同じ  
▼縦覧できる人  
町内に所有する土地または家屋がある納税者  
縦覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。  
(注) 縦覧する際は縦覧を希望する土地・家屋の所在地番が必要(所有者名、納税義務者名による申し込みはできません)。  
※コピーなどの交付はできません。

▼問い合わせ先  
税務課 賦課業務  
☎(62) 2113

生年金などの公的年金を受けることができる場合

▼手当を受ける手続き  
次の書類を添えて役場で手続きをしてください。  
①認定請求書(役場で配布)  
②請求者、対象児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票  
③所定の診断書(療育手帳「A」および身体障害者手帳「1・2・3級」の場合はその写しで診断書を省略できる場合があります)

④通帳の写し  
⑤そのほか必要な書類  
▼手当の支払い  
提出された書類を審査し、県知事が認定します。認定されると、請求した月の翌月から年3回、4カ月分の手当が支給されます。

▼手当の月額  
・1級 50,750円  
・2級 33,800円  
▼支給制限  
受給資格者およびその扶養義務者などの所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年7月)は手当の支給が停止されます。

▼その他  
障害の種類や程度、所得制限限度額など手続きに関する詳細

国保の1割負担の期間が延長されます  
国民健康保険に加入している70歳から74歳の人にお知らせです。  
現在、医療機関で窓口負担が1割の人は、4月から23年3月まで引き続き同じ割合での負担になりました(ただし、8月に前年の所得を基に負担割合の判定をします。その結果で負担割

合が変更される場合がありますのでご注意ください)。  
※既に3割負担の人は除きます。  
▼4月1日から使用する高齢受給者証を送付します。  
1割の期間が延長されたことに伴い、4月1日から使用する高齢受給者証を送付します(現在3割負担の人を除く。3月下旬予定)。  
新しい高齢受給者証が届いたら、これまでのものと差し替えて使用してください。  
▼問い合わせ先  
町民生活課 国保年金業務  
☎(62) 2114

## 国保

### 国保の1割負担の期間が延長されます

国民健康保険に加入している70歳から74歳の人にお知らせです。  
現在、医療機関で窓口負担が1割の人は、4月から23年3月まで引き続き同じ割合での負担になりました(ただし、8月に前年の所得を基に負担割合の判定をします。その結果で負担割

については、左記まで問い合わせてください。

▼問い合わせ先  
県児童家庭課  
☎024(521)7176  
保健福祉課 社会福祉業務  
☎(62) 2115

### 肝臓機能障害を身体障害として認定

22年4月から身体障害者手帳に肝臓機能障害が追加されます。該当する人は、認定基準などを主治医(医療機関)に確認の上、申請手続きをしてください。申請受け付けは、2月1日から開始されました。

▼対象者  
・認定基準に該当する肝臓機能障害のある人  
\*認定基準・・・肝臓機能障害の医学的基準(Child-Pugh分類)により判定します。詳しくは、かかりつけの医師または指定医師に相談してください。  
・肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している人  
▼手続き  
次の書類などを用意の上、申請手続きをしてください。  
・申請書 ・診断書 ・印鑑 ・顔写真(縦4センチ×横3センチ) 1枚

町民生活課 健康づくり業務 ☎(62) 2115

## 町税

### 課税台帳などの閲覧と縦覧について

22年度の固定資産課税台帳の閲覧を実施します

▼閲覧期間 4月1日(木)から4月30日(金)まで(ただし土曜日・日曜日・祝日は除きます)  
▼閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
▼閲覧場所 猪苗代町役場 税務課内(1階)  
▼その他  
①閲覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。  
②代理(本人および同居の家族以外)の場合は、委任状と代理人本人を確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。  
③閲覧期間中は、納税義務者

※申請書および診断書は、保健福祉課にあります。また、診断書は身体障害者福祉法による指定医が作成したものに限りま

### 広報猪苗代が全国へ

第55回福島県市町村広報コンクール(県・県広報協会主催)で、広報猪苗代が広報紙・町村の部で特選、写真の部(一枚写真・組み写真)でそれぞれ佳作を受賞しました。表彰式は2月18日、福島市の自治会館で執り行われました。

特選となったのは、12月号のもっとそばに。審査員からは「表紙を見ただけでそばが食べたくなる写真。そばに焦点をあてた企画力ときめ細やかな取材に好感が持てる」との評価を受けました。

特選になった広報紙は、県代表として(社)日本広報協会が主催する22年全国広報コンクールに推薦されます。

(左上) 一枚写真の部 佳作の5月号表紙  
(右上) 広報紙の部 特選の12月号  
(下) 組み写真の部 佳作の4月号



## 高校3年生相当、中学1年生、および22年に小学校に入学する子どもがいる皆さんへ

麻しん風しん混合ワクチンの無料接種  
期限は、22年3月31日まで

麻しん(はしか)は感染力が非常に強い病気です。感染するとまれに急性脳炎を起こしたり、死亡したりすることがあります。

麻しんの予防接種は、麻しんそのものの発症や重症化を予防することが期待でき、大変重要です。

また、麻しんの予防接種は、1回では免疫を獲得できない人がいるため、確実に2回受けることが大切です。

麻しんの定期予防接種対象年齢の子どもがいる人は、ぜひ予防接種を受けさせましょう。

●保健福祉課 健康づくり業務 ☎(62) 2115

# いなわしろタウンページ

## お知らせ

### ご存知ですか 屋外広告物のルール

屋外広告物とは、常時または一定の期間、継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、立看板、はり紙、のぼり、広告幕、広告板や電柱などを利用する巻きたて看板などのことです。無秩序に乱立し、景観を損ねないように、屋外広告物を表示するにはルールがあります。

設置基準は表示する地域によつて異なり、表示面積、高さ、色彩の制限があります。

たとえ自分の店や事務所の敷地内に設置する場合でも、一定の表示面積を超えれば許可を受けて表示しなければなりません。※屋外広告物の申請には、審査手数料がかかります。

詳しい内容については、県都市計画課のホームページを参照するか、建設課に問い合わせてください。



許可を受け設置された建植広告板

### 消防団協力事業所表示制度が始まる

町では、消防団活動に理解を示し、積極的に協力している事業所に消防団協力事業所表示証を交付し、町の広報紙やホームページでお知らせする制度を開始しました。

これは、地域消防防炎力の充実強化を図るとともに、事業所の社会貢献活動を広く町民の皆さんにお知らせするものです。事業所の皆さんの積極的な取り組みをお願いします。

▼問い合わせ先  
総務課 行政管理業務  
☎(62) 2111



協力事業所に交付される表示証

### 生き生きと過ごす高齢者の皆さんへ

高齢者の皆さんが、年齢にとらわれず自らの責任と能力を發揮し、自由で生き生きとした生活を送ることをエイジレス・ライフといえます。

内閣府では、高齢化社会の中

町の美しい景観を守るため、ルールを守り、適正に屋外広告物を表示しましょう。

●県都市計画課ホームページ  
<http://www.pref.fukushima.jp/toshi/koukoku.html>

▼問い合わせ先  
建設課 都市整備業務  
☎(62) 21118

### 町民交通傷害保険に加入しませんか

「もしも」の交通事故に備えて

22年度町民交通傷害保険の加入申し込みが始まります。加入を希望する人は、申込書に必要事項を記入の上、保険料を添えて町民生活課へ申し込んでください。

#### ●変わります

加入の際に、他保険の加入状況についての告知が義務付けられました。

告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入した場合は、契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

詳しい内容は、広報猪苗代と一緒に配布されたパンフレットをご覧ください。

▼受付開始  
3月15日(月)から

## 催し

### いなわしろ民話の会が如風庵で公演

いなわしろ民話の会では、月に1回程度公演を実施しています。民話はもちろん、猪苗代にまつわるおもしろい話や昔の暮らしの話など、いろいろ聞ける楽しい時間です。昔の遊び体験や紙芝居もあります。

子どもや孫に伝えたい、知ってほしい話を一緒に聞いてみませんか。ぜひ会場に足を運んでください。

▼開催日時 3月27日(土)

▼保険期間  
4月1日から23年3月31日まで

#### ▼保険料

1人1口480円(1年分)  
2口まで加入できます  
※中途加入の場合は月割計算(40円)になります。  
※お支払いいただいた保険料は返還できません。

▼申し込み・問い合わせ先  
町民生活課 町民生活業務  
☎(62) 21114

### 高齢者の配食サービス利用者募集中

町シルバー人材センターでは調理をすることが困難な高齢者などに対し定期的な食事の提供をする配食サービス事業を実施しています。

週1回から3回、昼食時にお弁当を宅配し、併せて安否確認などを実施して健康の保持と福祉の増進を図ることを目的としています。

現在は約20人にサービスの提供をしています。簡単な手続きで利用できますので、希望する人はシルバー人材センターまでお申し込みください。

▼対象世帯  
町内在住で、老衰、心身の障害、傷病等により調理をすることが困難な世帯。

午後1時30分から3時まで  
▼場所 如風庵  
▼その他 入場無料  
▼問い合わせ先  
いなわしろ民話の会 鈴木  
☎080(3146)7130

## 掲示板

### 告示

- ・第14号「平成21年度固定資産税督促状の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第15号「不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第16号「国民健康保険被保険者証無効告示」
- ・第17号「公売通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第18号「交付要求書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第19号「充当通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第20号「猪苗代町議会定例会の招集について」(総務課行政管理業務)
- ・第21号「猪苗代町消防団協力事業所表示制度実施要綱」(総務課行政管理業務)
- ・第22号「猪苗代町新型インフ

- ①おおよね60歳以上の世帯
- ②心身障害者世帯
- ③難病患者世帯

▼提供回数など  
・提供日  
月、水および金曜日の3日間とする(3月までは水、金の2日)。  
・提供回数 1日につき、1人1食分とし、昼食時に宅配する。  
・手数料  
1食あたり400円

・利用の申請 利用申請書を提出してください。また、この申請書は、次の機関などを經由して提出することができます。

- ・猪苗代町社会福祉協議会
- ・指定居宅介護支援事業所
- ・民生委員

※この事業はシルバー人材センターが国および町より補助金を受けて実施しているものです。

▼問い合わせ先  
町シルバー人材センター事務局  
☎(62) 5203



お弁当と一緒に安心をお届けします

### 公告

- ・第3号「農用地利用集積計画について」
- ・第4号「農業委員会農地業務」
- ・第4号「不動産等の最高価申込者決定の公告について(第7号)」(税務課収納業務)
- ・第5号「公売及び見積価格の公告について(第8号)」(税務課収納業務)
- ・第6号「介護保険における要支援1・要支援2、要介護1の者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて」
- ・第7号「入江地区農用地利用規程の公告について」
- ・第8号「長坂地区特定農用地利用規程の公告について」
- ・第9号「農用地利用集積計画について」
- ・第9号「農用地利用集積計画(農業委員会農地業務)」

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。また、それぞれの担当課に問い合わせてください。